

「現代型訴訟」としてのインド公益訴訟(Ⅰ)

さとう
佐藤創

はじめに

I 具体例の素描

II インド公益訴訟の特徴

(以上、本号)

III 現代型訴訟としてのインド公益訴訟

IV 令状管轄権の歴史的変容過程

おわりに

(以上、次号)

はじめに

インドがイギリスからの独立を果たしてまもなく、憲法起草委員会の長を務めていたアンベードカルは、憲法制定議会において次のように述べている。

「この憲法の中で、もっとも大切な条項はいずれであるか…それがなければこの憲法そのものが無に帰してしまう条項はいずれであるか…とたずねられたならば、この条項をおいて他をあげることはできない。この条項こそ憲法の心であり魂なのである」[Constituent Assembly 1949, 953]。

ここで指示されている条項は、基本権侵害に対する司法救済手段 (judicial remedy) を定めた憲法32条であり、同条は基本権を強制的に実現するために (for the enforcement of the rights conferred by this chapter), 第1項で最高裁判所

を動かす権利を国民に保障し、第2項で人身保護 (habeas corpus), 職務執行 (mandamus), 移送 (certiorari), 禁止 (prohibition), 権限開示 (quo warranto) の各令状の性質を持つ指令、命令、令状を発給する権限、すなわち令状管轄権 (writ jurisdiction) を最高裁に与えている。

つまり、ここでアンベードカルが言及しているのは、自由権や平等権を定める規定でもなく、国民主権を謳う規定でもない。彼が憲法の核心であると主張しているその規定は、基本権を実効あらしめる「手段」を定めるものにはかならない。

ここには法律や権利をその救済手段 (remedy) との関わりにおいてみるような視点がある。いいかえれば、法律や権利を、それが侵害された場合に利用できる反撃手段、すなわち「牙」(teeth) [Craig and Deshpande 1989, 357] (注1)との関係において認識し、そのような牙があつてはじめて法律であり権利である、と考えるような視点である。このような見方は、英米において根強いものである。たとえばイギリス法には「権利の存するところ、すなわち救済手段あり」(Ubi jus, ibi remedium) という格言が伝わっており、また英米法において、救済手段に関する法は実体法からも手続法からも独立した第三の法領域なのである [Dobbs 1993, 1-46; Schoenbrod et al.

1990, 10-50]。

これに対して日本におけるこのような法認識のあり方は、かつてアメリカ法との比較において指摘されたようになじみの薄いものであろう[田中・竹内 1987, 3-15]。レメディ (remedy) やインフォースメント (enforcement) という概念は今なおその和訳すらも困難であり、またそれにあたる領域はほとんど考察の対象とされてこなかったものなのである[下山 1983, 199-220; 小林 1996, 340]。

それでは、インドにおいてはどうなのか。権利をその救済手段との関わりにおいてみる法への感受性は、イギリスで法を学び、独立運動を指導した一人であると同時に不可触民の代表でもあった、アンベードカルだけのものなのだろうか。

この点、いま世界でもっとも活動的な司法積極主義としてインド内外から注目を集めている「公益訴訟」(public interest litigation) (注2)と呼ばれる一群の訴訟をみると、そして公益訴訟が現われる以前の、立法部の憲法改正権にすら制限を加えるにいたった司法積極主義の歴史をたどると、さらにまたそれらの司法積極主義を可能とした令状管轄権において、それ特有のルールが変えてきたその過程と方法とをみると、権利を救済手段においてみるような法認識は、すでにアンベードカルらの「建国の父」の手をはなれてインド社会に広く浸透しているものなのではないかという仮説を立てることも許されるだろう。

しかし、本稿はインドにおける法認識のあり方を直接の分析対象とするものではない。そうではなく、本稿の考察は公益訴訟とその展開を可能としている令状管轄権をめぐって終始する。

つまり、意識ではなく、具体的な法制度や法現象を論ずることが本稿の姿勢であり、とくにインド公益訴訟を新しい視点から捉えなおすことが本稿の課題である。なぜなら、それは権利と救済手段の関係について、現代社会に共通する重要な問題を提示しているからである。

ところで、インド公益訴訟は日本においても少ながらぬ関心をひいてきた。たとえば、アジア法の全体像を構築する試みに取り組んできた安田は、西欧から移入された法システムがアジアにおいていかに変容され、いかに社会に受け入れられていくかという関心からインド公益訴訟にアプローチしている(注3)。その結果、インドで一般に使われている公益訴訟というタームではなく、アメリカ公共訴訟 (public law litigation) と区別する趣旨でパクシによって提案された社会活動訴訟 (social action litigation) というタームを採用し、これを植民地化によって導入されたイギリス型司法への重大な挑戦と位置づけている[安田 1991a, 15]。これに対して、西欧とアジアといった二分論ではみえてこない問題がインド公益訴訟にはあるのではないか、ということが本稿のひとつの着眼点である。

なるほど、インド公益訴訟は、囚人や未決拘禁者への非道、人身売買、債務労働といった人権という観点から衝撃的な問題群、いいかえればプレモダンな性格を顕著に含むインド特有の社会状況と関わっていた。つまり、インド公益訴訟の起こった社会的背景として、諸々の法のインフォースメントにおいて無視されている、文字さえ読めないような弱者層の人権を守り、これに正義をもたらそうとするインド特殊の事情があつたろう。また、以前の「保守的」との評価を受けたものとは異なる新しい司法積極主

義であることを明確にし、これを擁護する必要のあったインド司法部自身によっても、英米型司法からの離脱が強調されていたこともたしかである^(注4)。

しかし、少なくともインド公益訴訟に関するかぎり、西欧法のアジア的変容といった視点だけでは生じている現象を十全に捉えたことにはならないのではないかと筆者は考える。なぜなら、インドで生じていることは、本稿(とくに次号掲載の第III節)で漸次明らかにしていくよう、現代のあらゆる社会の司法部が直面せざるをえないような普遍的な問題にはかならない、と考えるからである。その問題とは、誤解をおそれず要約すると、近代社会がたどりついた議会民主制には、代表する側と代表される側との間に非対称な関係があり、これが社会経済の発展と相俟って、従来、司法の場では扱われてこなかった問題群を訴訟という形で立ち現わせるにいたる、という点にある。インド公益訴訟はインド固有の社会的な文脈にあると同時に、その誕生からおよそ四半世紀を経たいま、アジアだけではなく、より広く現代社会が直面している共通の問題をも明確に提示するにいたっていると思われる。

インド公益訴訟を、このような視点から法律学のコードに載せて論じるには、大きく分けて3つの側面からのアプローチが可能である。ひとつは実体的な権利関係からのアプローチ、ひとつは訴訟手続からのアプローチ、そしてもうひとつは救済手段からのアプローチである。この点、公益訴訟によって生じた実体的権利関係、とくに基本権の変容については、自由権と社会権の相対化、「発展への権利」、「第三世代の人権」といった議論と結びついて、日本でも人権保障

や立憲主義という観点から考察されているのに對し^(注5)、訴訟手続、救済手段については、実体的権利関係を論じる範囲で紹介されてはいるものの詳細な分析はなされていない。そして、訴訟手続、救済手段を中心に据えてアプローチする場合、伝統的な訴訟類型にはおさまりきれない訴訟につき、アメリカや日本において「公共訴訟」、「現代型訴訟」といったタームにより活発に議論されてきた問題群をインド公益訴訟にも共通してみることができる^(注6)。本稿は、これら2つの側面、すなわち手続と救済手段という、いわば訴訟の形式面からインド公益訴訟に考察を加えるものにはかならない。

それでは現代型訴訟とはなにかというと、多くの論者が指摘しているように積極的な定義をこれに与えることは困難であり、消極的な定義で満足するほかない^(注7)。すなわち、行政訴訟をも含む広い意味での民事訴訟の領域において現われている、伝統的な訴訟モデルによっては適切に説明できない訴訟がこれにあたる。つまり、司法に持ち込まれる訴訟群という集合がまずあり、この部分集合として伝統的訴訟モデルにマッチする訴訟群が認識され、かかる後にその「補集合」として現代型の訴訟群が識別される^(注8)。

そこでまず、伝統的訴訟モデルを明らかにする必要がある。これは、司法が対立する対等な二当事者間の権利義務に関して最終的に裁定を下すもので、訴訟の対象となる権利関係は契約違反など過去の侵害行為に対する損害賠償請求などの私権である。これに対して、現代型訴訟の特徴としてあげられてきたものは、第1に、一方の当事者(被告)は国や大企業であり、他方の当事者(原告)は十分には組織化されていない

市民であることが多く、係争利益の集団性ないし拡散性がみられ、その訴訟の影響は訴訟当事者を越えて広く及ぶ。第2に、原告は主張や立証の点で多大の困難を伴い、当事者間の対等性、互換性が失われている。第3に、請求の内容は過去の侵害行為よりもむしろ将来に向けた作為や不作為が問題となっており、公共的な問題が提示されている、そのため司法部が従来の司法的機能とは異なった立法的あるいは政策的な判断を多かれ少なかれ求められる[小林 1996, 298-340]。

「法と経済学」のタームに依拠してこれをいいかえれば、伝統的な訴訟モデルで説明されうる訴訟群と比較して、新しい訴訟群は、(1)外部性を強く持ち、したがって裁判による法の創造・政策形成の機能が著しく、(2)当事者間の経済力や情報に関する非対称性が大きい、という特徴を持つ[太田 1991, 60]。

もちろん、伝統的訴訟モデルと現代型訴訟モデルとが明らかに区別されるとしても、現実の訴訟群の識別は容易なわけではなく、現代型訴訟モデルの具体例として認識されてきた訴訟には、上に述べたような特徴をすべて兼ね備えているものもあればその一部の特徴だけを持っているものもある。いずれにしても、このような新しい訴訟群は、経済や社会の発展とともにそれぞれの固有の特徴を持ちながら多くの国において現われており、これに直面して司法部や社会が解決を迫られ、新しい解決方法が模索される^(注9)。なぜなら、従来の権利概念や訴訟手続、救済手段では処理できないがゆえに、実験と改革が要請されるからである。

そして、これを比較法的に考察するとき、その構造の同一性を取り出すと同時に、その先に

ある差異を取り出すアプローチが可能なはずである。つまり、インド公益訴訟を、アジアにおける西欧法の変容という観点から論じるのではなく、またアメリカ公共訴訟という一般モデルからみたその特殊性を論じるのでもない。そうではなく、従来の伝統的訴訟モデルでは捉えられない訴訟群に直面して、アメリカ、日本、インドなど諸々の司法部がどのように対応しているのかという観点を通じて、インド独自の特徴を検討するアプローチである。このように考察することによって、インド公益訴訟のもつ多様な側面のいくつかに新たな光を当てることができるのではないかと筆者は考える^(注10)。

本稿の発見と結論とを端的に先取りすると、第1に、公益訴訟として括られてきたインドに起こった訴訟群は、現代型訴訟モデルとして抽出されてきた特徴を備えており、とくに1980年代後半以降その傾向は顕著であること、第2に、その上で訴訟形式面において生じているインド独自の特徴をあげるならば、多くの論者が主張する英米法に特有の対審型手続からの大幅な離脱にあるというよりもむしろ、公益訴訟が上位裁判所の持つ令状管轄権に集中して現われていること自体にあり、令状訴訟手続には民事訴訟法典などの制定法による縛りがなく司法部自身による改革が容易であったこと、第3に、公益訴訟の展開においてインド司法部が救済手段を柔軟に創造した背景には、令状体系とともにイギリスから伝わったそれに付随する制約要因を、公益訴訟の現われる以前に、インド司法部が大幅に克服していたという歴史的な経緯があったこと、この3点である。

I 具体例の素描

インドで生じている「公益訴訟」とはそもそもどういう訴訟なのかという点については、確立された定義はなく、その外延もあいまいである。そこで、インドの司法関係者や有識者の間で、そのカテゴリーに入るというある程度の合意ができている訴訟群が、「公益訴訟」と呼ばれている、というほかない。ただし、公益訴訟が抽出される母集合は、サセによれば、基本的に上位裁判所の令状管轄権へ係属した事件である

[Sathe 1997, xxxix]。

公益訴訟の起源となる事件についても諸説あり、これを確定することはできないが、第3次非常事態が終了した1977年ころから散見されるようになったことに異論はない。その社会的背景としては、非常事態の終了に伴ってプレスの活動が活発化し、非常事態期に顕著にみられた人権侵害問題など国家の非道を摘発したこと、司法部の権限を削ったことで名高い1976年の第42次憲法改正は、その一方で貧困や差別問題を解消する一策として法律扶助を国家政策指導原理（憲法第4章）に盛り込んでこれを後押しし、法律扶助運動の浸透がみられたことなどを、主たる要因としてあげることが許されるだろう（注11）。

したがって、初期の公益訴訟は、警察や監獄における暴行や、労働者や女性、児童に対する非道な扱いなど、政府末端機関による違法な行為や、インドに広く存在する貧しく抑圧された社会階層に関わる事件が主なものである。しかし、後に環境問題や政治の腐敗など、あらゆる社会問題にその対象を広げていく。

1988年にいたって最高裁により定められたガイドラインによれば、公益訴訟として認めうるカテゴリーは10項目あり、(1)債務労働、(2)児童問題、(3)最低賃金違反など労働者からの搾取、(4)監獄の運営や未決勾留の問題、(5)警察による不法、(6)女性への非道な行為、(7)指定カーストや経済的弱者への差別や非道な行為、(8)環境公害や遺産や文化の維持、その他の公的に重要な事柄、(9)暴動の被害者、(10)家族年金、にかかわるものである [Ahuja 1997b, 860]（注12）。このうち(8)が柔軟に解されているために、公益訴訟の領域が広いものとなっている。

後に詳しく検討するように、公益訴訟を訴訟の種類でみると、最高裁と高裁の令状管轄権の発動を求める訴訟（32条、226条）、下位法廷の決定を不服として高裁の監視的管轄権の発動を求める訴訟（227条）また最高裁へ特別上告する訴訟（136条）などが主なものである（注13）。これらのうちもっとも重要な最高裁の令状管轄権（32条）は、基本権（憲法第3章）の侵害に対してのみ発動されるものである。同条は次のように規定している。「(1)本章で与えられた権利を強制的に実現するため、適切な手続により最高裁判所に提訴する権利が保障される。(2)本章によって与えられた権利を強制的に実現するために適切なものであればどれであれ、最高裁判所は人身保護、職務執行、禁止、権限開示および移送の性質をもつ令状を含む、指令、命令、令状を発する権限を有する」（注14）。そのため、令状請求は基本権にもとづかねばならず、迅速な裁判を受ける権利や、法律扶助を受ける権利、教育を受ける権利、環境権などの多くの新しい権利が、公益訴訟の展開とともに、判例により基本権として確立されていく（注15）。

すでに先行業績もあることから[たとえば、稻1993a, 193-242; 安田 1987, 380-397]、本節では、まず公益訴訟の歴史的な流れと特徴とを整理する上で重要な事件のみを掲げ、次に統計的に公益訴訟の動きを把握することにしよう。

1. インド公益訴訟の確立

公益訴訟の初期にみられる主なものは、警察や刑務所、少年院、女性保護施設などにおける暴行や拘置、児童労働、女性差別、労働者の労働条件や生活条件に関わる事件であり、この訴訟をまずリードしたのは最高裁のアイヤール判事である。同判事は非常事態がまだ続いていた1976年に、公益訴訟の考え方の萌芽を提示している^(注16)。

1979年に提起された未決勾留事件^(注17)では、18名の女性が、仮に有罪との判決が下された場合に命じられる刑期よりもすでに長く、中には10年も審理を待って拘置されているという新聞報道に基づいて、ある弁護士が最高裁に人身保護令状の発給を求めたものである。最高裁は、人身保護令状に関する当事者適格を緩めてこれを原告に認め、迅速な裁判を受ける権利は生命および人身の自由を定める憲法21条に含まれるとし、保釈制度の改善や、報道された女性たちの釈放を指令する命令を次々に出した。審理の結果、このような者がインド全土で約8万人いることが判明し、そのうち約2万人がこの事件をきっかけに釈放された。

1980年に提起された容疑者失明事件^(注18)では、ビハール警察当局が刑事事件の容疑者たちの目を刺して失明させていた。最高裁は職員に調査を行わせ、容疑者たちの審理を取り消し、治療のために彼らをデリーに送るようビハール州に命じた。また、かかる非道を行った警察官

を迅速に訴追するよう命じた。さらに、無料で法律扶助を受ける権利は憲法21条および38条に基づくものであり、州の財政的困難をもってこれを怠ることはゆるされないと判示した。

デリー中央監獄事件^(注19)は、繰り返される拷問に悩んでいた終身刑囚人によって、1979年に最高裁のアイヤール判事に宛てて出された手紙に端を発している。この手紙は準人身保護令状請求として登録され、裁判所の友(*amicus curiae*)として任命された弁護士が監獄の調査を行い、報告書を裁判所に提出した。最高裁は、地方および巡回判事が3ヶ月以内に監獄を調査し、必要な改善提案を監獄に行うよう指令する命令を下した。

このように公益訴訟とは、政府の末端機関による不正をただし、貧しく抑圧されている階層へ正義をもたらすものとしてはじまつたものである。これらの訴訟は、従来の諸々の訴訟原則では訴訟として受理されず、あるいは却下されざるをえないようなものであり、これを訴訟として認め、本案まで審理するために、司法部により「公益訴訟」という範疇が徐々に形成されていったのである。理論的に確固とした基礎をこれに与えたのは、次の2つの判例である。

1981年に提起された判事転任事件^(注20)では司法部の独立性が問題となった。高裁判事などの任命や転任、再任に関して、同じ管区からの任命を一定割合に限定し、また任期をも限定するために、法務大臣によって発されたサーキュラーレターが司法部の独立を侵し、憲法に違反して無効であるとの弁護士による訴えである。本件において、8人からなる憲法法廷が、公益訴訟においては原告適格の法理が非常に緩やかなこと、その訴訟手続も伝統的な枠組みにしばられ

ないことなどにつき、決定的に重要な判示を行った。この事件で示された解釈論については次節で詳述する。

1982年に提起された債務労働解放戦線事件^(注21)は、搾取されている労働者の問題を提起した。ハリヤナ州の採石場において債務労働(廃止)法によって禁じられた、小額の債務で長期間、場合によっては何世代にも渡って労働させられる債務労働制度が依然として用いられていることを摘発して、関係労働諸法の遵守と債務労働者の解放を求める社会活動団体からの手紙が最高裁のバグワティ判事に届いた。この単なる手紙を令状請求と認め、2名の弁護士を特別委員に任命して現地調査を委託し、その報告書が提出された。法律に違反していたのは企業であったが、政府とハリヤナ州とを労働関係諸法の遵守を確保する義務があるとして被告とした。第1回の審理では、反論の機会を与えるため、鉱山借地人と採石業者宛てにこの報告書の写しを送ることを指示した。さらに、社会・法学的調査委員会を任命し、採石場の一般的な状態等に関する調査を委託し、この調査のための支出をハリヤナ州に命じた。その報告書には、状況報告のみならず改善計画の提案も含まれていた。最高裁は、労働諸法に反することは労働者の基本権を侵害すると解釈し、彼らの解放を命じ、債務労働制度(廃止)法に基づいて監視委員会を6週間以内に設立すること、解放された債務労働者に対するリハビリ制度を3ヶ月以内に起草することなど21項目にわたる指令を出した。これには訴訟当事者ではなかった関係政府機関に対する指令も含まれており、これらは当初の訴えの範囲を大きく超えるものであった。

しかし、後に州政府が最高裁の指令に従って

いないことが問題となり、新たに任命された委員会が調査を行い、1982年当時からほとんどなにも状況が変わっていないことを89年に報告した。最高裁はふたたび以前に示した21項目の指令と関係法令との遵守を命じる指令を出して事件は終結した^(注22)。判示された内容については次節で論じるが、本事件にはその訴訟の流れに公益訴訟のひとつの典型が現われている点においても重要な先例である。

ただし、この2つの事件の内容は非常に異なっている。債務労働が社会における弱者層の問題であるのに対して、判事の任命や転任はそうではなく統治機構の問題すなわち社会一般、市民一般の利益に関わるものである。それにもかかわらず最高裁は、公益訴訟が弱者層のためのものであることを強調し、なおかつ司法部の独立のような問題も公益訴訟に含めている。その後、押し寄せる多様な訴訟群と、貧しく抑圧された社会階層のためのものという公益訴訟のひとつ理想的形との間で、ゆり戻しを繰り返しつつ、公益訴訟の対象が広がっていった。

2. インド公益訴訟の拡大

判事転任事件、債務労働解放戦線事件を経て、公益訴訟というものが具体的な法領域として実務上、学問上も確立したのは1980年代中頃である。1985年に当時の最高裁長官バグワティは最高裁内に公益訴訟担当室(PIL Cell)を設置し、これに続いて多くの高裁においても類似の部局が設けられていった[Ahuja 1997b, 773-785]^(注23)。また、毎年刊行されるインドでもっとも権威のある判例レビュー誌は1984年版から公益訴訟に1章をさくようになった[Annual Survey of Indian Laws, 1984~96年までの各年度版]。そしてこの頃から公益訴訟は飛躍的にその範囲を

拡大することとなる。たとえば、路上生活者やスラム居住者の強制立ち退きに関わる事件、鉱山の採掘による環境問題に関わる事件などが提起され、生活権や環境権といった問題も広く扱われるようになり、医療行為や精神病院の改善、教育制度、表現の自由などに関わる問題、また知事令の再公布や選挙の有効性を争う統治機構に関わる問題も広く扱われるようになる^(注24)。

1990年代において注目を集めた環境に関わる事件をここではあげておこう。

環境フィルム事件^(注25)は環境と教育問題の双方にかかわっている。原告は環境に関する社会活動を開拓する弁護士であり、環境や児童労働などの問題について多くの訴訟を提起している者であった。最高裁は原告の訴えを認め、環境保護に関するメッセージと情報を数分間を割いてすべての映画館において放映すること、ラジオやテレビを通じて環境保護に関する情報を普及すること、高校や大学などにおいて環境を必須科目とすることなどを中央・州政府に命じた。さらに映画館や巡回映画興業などのライセンスを与える際に、これら環境に関するスライドをひとつの映画番組につき2つ放映することを条件とするよう関連機関に命じた。このような決定に至るまで、審理を通じて関係当事者は非常に協同的であったという。また、必要ならばさらなる指令を求めるなどを原告に認めるものとした。

同じ原告による事件としてデリー有害産業立地事件がある^(注26)。1995年3月に、最高裁は工場法などに違反してデリー直轄地区で稼働している有害な物質に携わる工場(8378工場)の閉鎖と移動を勧告するようデリー直轄区政府、中央政府に命じた。同年11月、デリーにおいて有害

な産業を登録してはならず、またライセンスを与えてはならないこと、裁判所の同意なくライセンスの更新を認めてはならないことなどをデリー政府に命じた。さらに1996年に入って、168工場の閉鎖を命じ、その移転問題を処理するためにデリー、ハリヤナ、UP、ラジャスタンの4州が協同してひとつの機関をつくること、またこれらの工場に雇用されている労働者への補償もあわせて命じた。

エビ養殖禁止事件^(注27)において、最高裁は環境保護のために一定の海岸地域におけるエビ養殖場の設置を禁止した。その審理の過程で、訴訟当事者でない者に及ぼす影響を考慮して、利害関係のある者は最終審理に出席するよう事前に広くアナウンスされた。この訴訟に当事者ではなかった者が、のちにこの命令に反対する訴えを多数提起した。これに対して、当事者ではなかったのだからその命令には縛られない、という主張を最高裁は退けた^(注28)。

これらは1990年代に現われた公益訴訟のごく一部でしかないが、司法部の活動がさらに立法的な性格を強めていることがみてとれる。

3. 統計的な把握

次に、いくつかの統計的なデータにより、公益訴訟の内容とその動きを把握しよう。

表1は、正規の訴状によらず書簡として最高裁に届いたものについて、1985年に公益訴訟担当室が設置されてから94年までの処理状況を示したものである。もとより、書簡ではなく正規の訴状によって始まる公益訴訟もあり公益訴訟全体の動向を示すものではないが、公益訴訟の実体を窺い知ることのできる数少ない定量データとしてここに掲げた。このような書簡は、登録官が公益訴訟として適合するものであるかを

表1 最高裁における公益訴訟を求める書簡の処理状況(1985年から94年まで: かっこ内%)

	書簡数	令状請求として登録	SCLAC へ転送	State LAAB へ転送	関係省庁 へ転送	公益訴訟に不適として整理
1985.8~88.3	57,307	253	3,044	15,371	10,783	24,765
1988.4~12	11,195	46	214	2,275	1,908	7,112
1989	16,691	72	431	2,857	2,391	10,807
1990	17,878	27	445	2,843	2,518	12,164
1991	17,672	20	523	1,775	2,253	13,037
1992	16,882	18	1,055	2,072	1,174	12,473
1993	15,779	40	1,146	1,941	1,167	11,235
1994.1~4	6,320	4	431	867	711	3,239
合計	159,666	480 (0.3)	7,289 (4.7)	29,947 (19.3)	22,905 (14.7)	94,832 (61.0)

(出所) Ahuja (1997b, 775)。

(注) (1) 数値があわない部分があるが、原資料のままとした。

(2) SCLAC は the Supreme Court Legal Aid Committee, LAAB は Legal Aid and Advice Board.

表2 公益訴訟の係属状況(1979年から94年までの累積数: 請求ベース, かっこ内%)

	令状管轄権 (32条, 226条)	特別上告許可・ 監視的管轄権 (136条, 227条)	その他 (移送, 法廷 侮辱罪など)	合計
最高裁判所	394(46.5)	62(7.3)	71(8.4)	527(62.1)
高等裁判所	311(36.7)	8(0.9)	2(0.2)	321(37.9)
合計	705(83.1)	70(8.3)	73(8.6)	848(100.0)

(出所) Ahuja (1997a; 1997b) より筆者作成。

選別し、適合しないと判断したものについては整理する(注29)。この選別をクリアしたものは判事が判断し、令状請求として登録するか、法律扶助委員会に転送されるか、あるいは関係省庁へ転送される [Ahuja 1997b, 774] (注30)。

表1によると、令状管轄権の発動を求める書簡がおおむね毎年1万5000通以上最高裁に届いており、そのうち、関係省庁に問題を知らせる形で処理されているものが約15%、法律扶助機

関に処理を委ねるもの (SCLAC と LAAB への転送を合わせたもの) が約24%であり、令状請求として登録されるものは約0.3%となっていることがわかる。

次に、公益訴訟がどのような裁判所の管轄権において処理されているかをみよう。ただし、この点に関する公式のデータは乏しく、表2は、1979年から94年までのすべての公益訴訟として処理された事件を網羅したというアフジャのケ

ースブックをもとに筆者が作成したものである。したがってもとより正確なものではないが、傾向を見るにはさしあたりは十分であると思われる。ここでは中間・最終命令^(注31)がすでに判例集に公表されている事件について、どのような請求によって裁判所に係属したかという観点から分類・集計した。

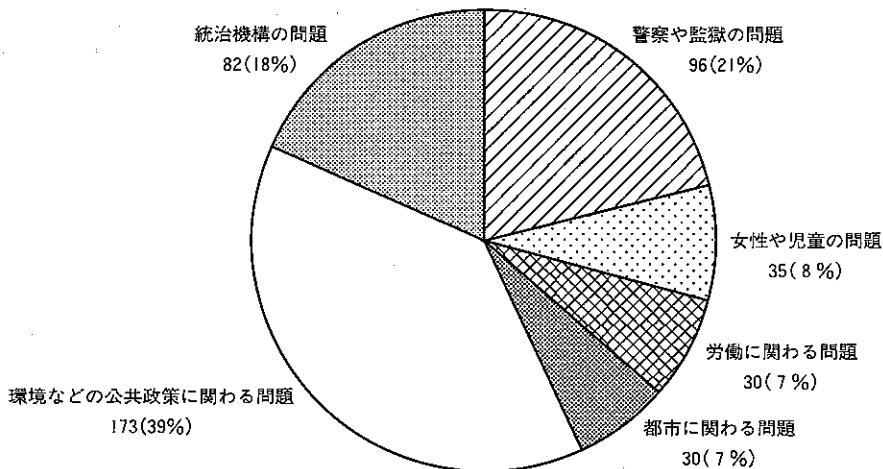
これによると、公益訴訟の内訳は、最高裁および高裁の令状管轄権の発動を求める請求が約83%であり、特別上告許可による請求と高裁の監視的管轄権の発動を求める請求が約8%，その他民事訴訟法や刑事訴訟法に基づいて最高裁へ移送されて登録された事件や、法廷侮辱罪の適用を求める請求などが残り約8%を占めている。また、公益訴訟はそもそも最高裁のイニシアティブによって始まっているものの、高裁においても相当数の公益訴訟が提起され処理されていることがわかる^(注32)。

次に、公益訴訟事件の内容を把握しよう。図1、図2は表2と同じ資料から筆者が作成した

ものであるが、表2と異なりここでは請求の数ではなく、1980年から96年までに下された中間・最終命令の数によって集計した^(注33)。

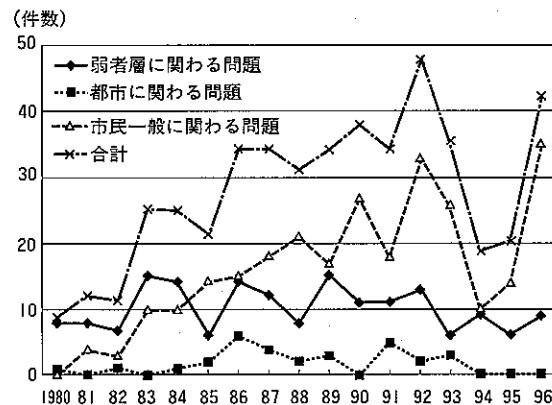
図1は、中間・最終命令の累積件数で公益訴訟を内容によって分類したものである。アフジヤによれば大きく3種類に分類することができる。第1は、政府末端機関による不法や、貧困にあえぐ弱者層に関わる訴訟であり、警察の無法性や未決囚に関わる事件が約21%，女性や児童問題が約8%，労働に関わる事件が約7%となっており、あわせて約36%となる。第2は、これに対して、市民一般の利益にかかわるような訴訟であり、環境問題や消費者問題、社会福祉など公共政策に関わる訴訟が39%，選挙や政治の腐敗、司法の独立性など統治機構に関わる訴訟が約18%で、あわせて57%を占める。第3は、この中間に位置する都市の問題であり、都市開発などは市民一般の利益に関わると同時に特定の場所の弱者層、たとえばスラムに住む者たちの退去問題、に関わる。これが約7%であ

図1 公益訴訟の内容(1980年から96年までの累積件数：命令ベース)



(出所) Ahuja (1997a; 1997b) より筆者作成。

図2 公益訴訟の内容の推移(1980~96年:命令ベース)



(出所) Ahuja (1997a; 1997b) より筆者作成。

る。

図2は、以上の3分類に基づき、その件数の変遷を時系列でとったものである。これによれば、弱者層の問題に関わる件数は概ね横ばいであるのに対して、市民一般の問題に関わる件数は1985年に弱者層の件数を越し、増加傾向にあることがわかる。

つまり、1985年以降では、抑圧され虐げられた社会階層に関する訴訟よりも、市民一般に関する訴訟が公益訴訟の主流を占めるに至っていると評価することが統計的にも許されるだろう。

II インド公益訴訟の特徴

以上のような内容を持つインドの公益訴訟の特徴として指摘されているのは、第1に、アイヤールとバグワティという最高裁判事のイニシアティブで始まったこと^(注34)、第2に、その多くが令状請求訴訟として提起され、上位裁判所、とくに最高裁のもつ令状管轄権を舞台として争

われていること、第3に、当事者適格や訴訟手続、救済手段などにつき、従来の訴訟原則からの大幅な離脱が行われたこと、第4に基本権の柔軟な解釈がおこなわれていることである。第1および第2の点は、なぜ通常の民事・刑事訴訟ではなく最高裁における令状請求訴訟なのか、という重要な問題を含んでいるものの、訴訟形式に関して考察されるべき理論的な問題は第3の点に収斂する。また、基本権については邦文の先行業績があることから若干触れるにとどめ^(注35)、ここでは第3の点について検討していくことにしたい^(注36)。

1. 当事者適格

(1) 原告適格

通常の私人間の民事事件や主に検察が訴追する刑事案件と異なり、行政の活動が問題となっている場合、訴えを提起する資格をどのような者に認めるかという原告適格の法理がとりわけ重要な論点となる。訴訟を提起する者に原告適格がない場合、訴訟は却下されることが原則で

あり、そして原告適格を持つといいうるには、侵害を受けた本人 (persons aggrieved) であることが英米法系の国々におけるおおむね共通した原則である。

しかし、インド最高裁は実際に侵害を受けた本人でない場合でも、公益を擁護するために活動を展開する様々な組織、学者や弁護士に原告適格を認め、この法理を大幅に緩やかなものとしたのである（注37）。

その理論的な根拠は判事転任事件で示された。バグワティ判事は次のように述べている。「もし政府や公的機関の作為や不作為によって引き起こされるなんらかの法的な損害が、ある特定の人やクラスないし集団に対して引き起こされておらず、公益に対してのみ引き起こされている場合、法の支配を擁護し、不法な行為を取り消しあるいは公的義務の履行を強制するための訴えを誰が維持できるのかという問題が生じる。このような公的な過ちや公的な損害をただす訴えを誰も維持できない場合には、法の支配にとって破滅のことであろう。なぜならそのような場合、州や公的な機関がその権限を越越し、またはそれが持つ公的義務に違反して行為することが、まったく自由となってしまうからである」（注38）。「したがってわれわれは、十分な利益 (sufficient interest) を持つ公衆の一員は誰でも、公的義務の違反または憲法あるいは制定法の何らかの規定に対する違反によって生じる公的損害に対して司法的矯正を求める訴えを維持できる、と考える」（注39）。

カニンガムによれば、公益訴訟における原告適格を2つのカテゴリーに分けて考えることができる [Cunningham 1987, 498-504]（注40）。ひとつは代表としての原告適格 (representative stand-

ing) であり、貧困などの理由により直接に裁判所にアプローチできない人々や社会階層に関する違法な侵害状況をただすために、公衆が裁判所に提訴することを認める場合がこれである。これは伝統的な人身保護令状に関する原告適格法理の延長にあるものと考えができる。この令状請求においては監禁された本人が物理的に出廷できないために、その近親や代理人など一定の第三者に原告適格が認められていた。公益訴訟においては、物理的な理由ではなく、社会・経済的な要因によって裁判所にアプローチすることができない者につき、これに代わって誠実に (bona fides) 行為する公衆に原告適格を認めたのである。

もうひとつは市民としての原告適格 (citizen standing) であり、市民すべてにかかるような拡散し、離散した利益・権利を主張するために、公衆の一員なり団体に原告適格を認める場合がこれである。この場合には他人の代理として訴えているのではなく、また何らかの集団の代表として訴えるのでもない。市民としての自らの権利でもって公的義務の実現や公的な害悪の矯正を求めるものである。その意味では、権限開示令状の原告適格法理の延長にあると考えることができる。この令状は、何らかの公的な職務や特権を僭称し、または不法に保有しもしくは行使した者に対して発せられるものであるため、伝統的にその原告適格法理はゆるやかであり、個人的な利益への侵害を示さなくてもよいとされていた。この市民としての原告適格に関する事件では、被害を受けている特定の集団を明確にすることはできず、拡散して存在する利益への侵害があるのみである。したがって、この原告適格法理を正当化する根拠は、貧困者や弱者

に正義をもたらすことに求めることはできず、公衆一般のうちに拡散した諸利益を擁護することそのものに求めるほかない。そして、このようなケースでも誠実に行はる公衆に原告適格を認めたのである。

社会問題としてはともかく理論的にみてより重要なのは、代表としての原告適格ではなく、むしろ市民としての原告適格である。なぜなら、第1に、前者は基本的には従来の対立する二当事者間の権利関係の確定という紛争解決の枠組みを維持しているのに対して、後者はこのような枠組みを越えており、また第2に、行政訴訟における原告適格は世界的に緩和傾向にあるが、市民としての原告適格という形で原告適格を緩和している例は希有だからである [Agrawala 1985, 15] (注41)。

(2) 被告適格

被告とされた者が正しくない場合にも訴訟は却下されることが原則であり、最高裁における令状請求訴訟の被告となりうるのは原則として公的機関、厳格には憲法12条に規定された「国」だけである(注42)。しかし、最高裁は、第1に、国の代理人として行為する者も含むとしてこれを拡大解釈している(注43)。第2に、基本権侵害が基本的には私人間の事件である場合にも、債務労働解放戦線事件にみられるように、公的機関はそのような侵害が行われないように活動する義務があり、その義務に違反していると解釈して被告とするという措置をとり、被告適格を緩和している。

2. 訴訟手続

(1) 訴訟の開始

訴訟の開始について、法定の形式や訴訟要件をみたしていない訴えは、本案の審理に至らず

却下されることが原則である。しかし、最高裁判事宛の手紙を令状請求と認める慣行をうち立てた。判事転任事件でバグワティ判事は次のように述べている。「憲法32条の下で救済を求めて当裁判所を動かすための手続を規定する当裁判所の定めたルールが存在し、それらが当裁判所へのアプローチを試みる者が従うべき様々な形式を要求していることは事実である。しかし、このような手続は単に正義を補充するものなのであって、正義という大義が手続的な技術によって危険にさらされなければならない。したがって、このような場合には、裁判所は躊躇なくそして何らの良心の呵責もなく、その裁判権を行使する際に手続に関する技術的なルールを退ける」(注44)。

このように手紙を訴状と認める裁判所の権限はイピストラリー（書簡の）管轄権 (epistolary jurisdiction) と呼ばれ、最高裁が自らえた情報によって訴訟を開始する場合、職権に基づく (suo motu) 訴訟の開始と呼ばれる。つまり、憲法32条が最高裁に与えている令状管轄権にこのような権限が当然含まれると最高裁は解釈したのである。このような事件では、最高裁の側で、原告や被告を含む当事者を徐々に特定する。

(2) 訴訟の審理

次に訴訟の審理について、インドは、イギリス法に由来する当事者対抗主義ないし対審型構造 (adversary system) を基本的に受け継いでいる。これは裁判官が主体となって事件を究明する職権主義ないし糾問主義 (inquisitorial system) に対するものであり、対立する当事者が主張を應酬し、それに基づいて中立した裁判官が判断を下すという形式をさす。

しかし、公益訴訟では原告が十分な証拠を提

出する能力や手段を備えていないことも多く、当事者対抗主義を基調とする手続に委ねておくことはできなかった。そこで、最高裁は裁判所の友を利用するとともに、審理方法を柔軟に変え、アド・ホックに調査委員会を任命してこれに調査を行わせ、その報告書を反対尋問から免除して一方的に (*ex parte*) 証拠として認め、あるいは一応の証拠 (*prima facie evidence*) として認めるという手続を採用し、これを頻繁に利用するに至っている。このような手続とその根拠は債務労働解放戦線事件において確立された。セン判事は「32条の下にある訴訟を処理する際に、最高裁が任命した委員会や最高裁が命じた調査は、民事訴訟法典に基づく委員会や調査ではない。このような権限は、基本権を強制的に実現する憲法32条によって最高裁に与えられた広い権限に本来備わっているものと考えられねばならない」^(注45)とのべ、バグワティ判事はさらに次のように述べている。「委員会の報告書は委員会によって集められた事実と情報に関する一応の証拠を提出している…委員からの報告書を一度受け取ったのちに、そのコピーが関係当事者に配布され、その結果、報告書に述べられた事実や情報のいずれかを争いたいと思う場合には、その当事者が宣誓供述書 (*affidavit*) を提出できる。そして、当裁判所は報告書と…宣誓供述書とを検討し、…問題の裁決にすすむ。報告書に述べられた事実や情報にどの程度の評価が与えられるべきか、そしてそのような事実や情報に基づいてどの程度行為すべきか、これらのこととはすべて当裁判所が考慮すべきことである」^(注46)。

このような対審型構造からの離脱をより仔細にみると、2つのカテゴリーを抽出することが

できる [Cunningham 1987, 504-510]。第1は、協同的訴訟 (collaborative litigation) であり、当事者の関係が協同的な場合である。たとえば、環境フィルム事件のように、事実に争いがなく、なんらかのアクションの必要性について当事者の間にコンセンサスがある場合、審理は協同的なものとなる。

第2は、調査的訴訟 (investigative litigation) であり、事実を調査するために、職権主義が要請される場合である。これは、政府末端機関による不法や労働者からの搾取など、代表としての原告適格のケースにおいて顕著である。なぜなら、貧しい者が裁判所にアクセスする困難を軽減する点で、同じ機能を果たしているからである。このために特別委員会が任命され、ケースごとに様々な役割が委員会に割り当てられる。救済手段を提案しその実施を監視する機能を割り当てる場合や、事実を調査し、その報告書を証拠として提出させる場合、事実問題の決定を委任する場合、それらを複合的に割り当てる場合などがある。

(3) 訴訟の終了

判決は当事者間の権利関係を最終的に裁断するのが原則である。しかし、公益訴訟は多くの点で、ここでも従来の原則から離れている。

第1に、公益訴訟においては中間的な命令 (interim/interlocutory order) が重要な役割を果たしている。1980年代にバクシは次のように述べている。「社会活動訴訟のリーディングケースはひとつとして最終的な評決に達していない…現在のところ最高裁は中間的な指令と命令とを通じて裁定している」 [Baxi 1987, 42]。たとえば、未決勾留事件では、訴えの提起から4カ月ほどの間に次々に発された命令によって、拘置

されている者を解放するための規範を定めたが、その後最終的な命令はでていない。また債務労働解放戦線事件では、訴えが提起されてからかなり短い期間に中間的な命令がいくつか出され、その効果を監視しながらさらに命令が下され、事件を終結する命令はおよそ10年後に下されている。環境フィルム事件では、事件を終結する最終的な命令が下されたが、そのなかで必要ならば原告はさらなる指令を求めることができると判示している点から、これが中間的なものなのか最終的な判断なのかは、おそらく後に原告がさらなる請求をするか否かによって決まるというほかないだろう。そもそも仮の救済を与えるには、原告の勝訴の可能性が高い「一応有利な事件」(prima facie case)と認められることなどいくつかの要件があるが、公益訴訟ではそれらの認定がないままに仮の救済が与えられるようになっている点でも従来の原則から離れている [Hansaria 1992, 71]。

第2に、判決・命令の効力は当事者のみを拘束し、第三者に及ばないのが原則である。しかしエビ養殖事件にみられるように、その効力は第三者にも及ぶとされる場合もある。この事件は広範なパブリシティを得ており、多くの関連する公的機関や事業者から報告が提出され、審理が重ねられた上で最高裁の判断が下されたこと、その審理へ個々の事業者が参加できるように政府に告示を回覧するよう命じるなど特別な配慮がなされていたこと、また本件は令状請求に基づく公益訴訟であり、民事訴訟法典の規定を発動するというような問題が生じないことなどがその根拠としてあげられた^(注47)。このように審理過程が参加的に捉えられ、その効力が第三者に及ぶとなると、議会の策定する立法や行

政機関の策定する行政立法と、司法の決定とがほとんど等しくなる。

第3に、原告がその提起した訴えを取り下げるの原則として自由であり、その場合訴えは最初から提起されなかった状態に帰する。しかし、社会活動を行っているジャーナリストが、ハンディキャップを持つ子供たちが何の理由もなく投獄されていることを問題にした事件^(注48)で、原告が時間的・経済的費用の負担が重いなどの理由により訴訟を取り下げたいと申し出た際に、最高裁は公益訴訟の訴えは取り下げられないと判示し、最高裁法律扶助委員会が代わって原告として訴訟を維持するよう命じた。その根拠としては、公益訴訟という技術(technique)は、貧困や社会的・経済的不利益などの理由により自らの権利を主張できない社会階層の基本権に対する侵害を防ぐことによって公益を擁護するものであるから、当事者の構成と問題の内容の双方において伝統的な私法訴訟モデルと異なり、原告といえどもその訴えを自らの自由に処理できるわけではないと判示した。

(4) 令状請求訴訟と民事訴訟法

このように公益訴訟における訴訟手続が、伝統的な訴訟手続、とりわけ英米の伝統たる対審型構造とは異なっており、職権主義の傾向が強くなっていることは事実である。そしてこのことが、公益訴訟が弱者層のためのものであることと結びついて強調してきた。たとえばバグワティ判事は債務労働解放戦線事件で次のように述べている。「訴訟当事者的一方が、共同体の貧しく搾取された階層に属し、十分な社会的・物質的な資源を持たない場合…対審型手続において…彼は不利な立場に立たざるを得ない。なぜなら資格ある法的な代表者を得ることができ

ず、なによりも当裁判所に関連する証拠を提出することができないからである。したがって、貧しい者が当裁判所の面前にあらわれたとき、とりわけ基本権の実現を求めてあらわれたときには、対審型手続からはなれ、貧しく弱い者が彼らの基本権の実現を確保するために当裁判所に必要な資料を提出することができる新しい手続を採用することが不可欠である」^(注49)。

ここにみられるようにイギリスから伝わった対審型手続の持つ問題点を率直に指摘し、手続の柔軟化を図ったことは重要である。ただしこのような改革を行ひえた理由について注意すべき点がひとつある。それは前に述べたように公益訴訟のほとんどが令状管轄権の行使として現われていることに関連する。令状訴訟の開始、審理、終了などの訴訟手続を統括するルールについて具体的に定める制定法も、規則制定権を司法部に授権する立法もなく、そのため民事訴訟法典の適用があるかどうかは長年、高裁レベルの判決では意見が異なっていた[Hansaria 1992, 107]^(注50)。そして、公益訴訟の出現に先立つ1974年に、最高裁は、その基礎となっている原則は参照されるとしても、令状訴訟に民事訴訟法典は直接には適用されないと判示していた^(注51)。

つまり、第1に、令状請求に基づく訴訟手続においてどのような手続をとるかにつき、制定法による縛りは緩く、裁判所には広い裁量があった。そしてこの裁量は憲法によって直接最高裁に与えられたものだと解釈された^(注52)。第2に、その裁量を行使する際には、民事訴訟法の諸原則のほかに、令状訴訟の母国イギリスの慣行が参照されたが、そもそも令状請求訴訟は、民事訴訟ほどには対審型の審理が求められるわ

けではない。イギリスでは、令状を請求する場合、証拠は宣誓供述書により提出され、口頭弁論よりも書面審理を主とし、この宣誓供述書に反対尋問が許されるのは例外である [de Smith, Woolf and Jowell 1999, 575-576; 高柳 1985, 215-258; 岡本 1992, 13]。令状訴訟はその迅速かつ安価な救済を特徴とする一方で、それを発給するか否かは伝統的に裁判所の裁量とされているからである。したがって、インド最高裁が公益訴訟において、書簡を令状請求として登録し、調査委員会を任命してその報告書を証拠とするなどの柔軟な改革を自ら行ひえた理由を、制度に照らしてみると、8割以上の公益訴訟事件が係属した令状管轄権には、その手続に制定法による明確なコントロールが及んでいなかつた点が見逃せない特徴であると考える^(注53)。

3. 救済手段

(1) 救済手段の拡大

令状訴訟であれば、原告の請求が認容される場合、被告に何らかの作為・不作為を命ずる職務執行命令や、被告のなした決定を取り消す移送命令などの決定が下るはずである。しかし、すでにみたように、最高裁は、個別の令状に言及することなく中間的な命令を多用し、立法的な内容を含む指令を与えていた。また、その指令自体のなかで、中央、州政府によって指令した内容が遵守されるよう監督機関を設置し、あるいは最高裁に定期的に報告を提出するよう命じる、といった広い救済を与える慣行を確立した。このように最終的な判断を留保しながら次々に中間的な命令を下し、少しづつ政府をして憲法上の義務に責任あらしめようとする方法をバクシはクリーピング(漸進する)管轄権(creeping jurisdiction)と呼んでいる[Baxi 1987, 42]。

また、令状訴訟の救済手段としては従来含まれていなかった補償や損害賠償を命じるにいたっている。このような救済が与えられた最初の例は、無罪判決が下されたにもかかわらず、その後14年にわたって不法に拘留されていた者が人身保護令状と憲法21条違反への賠償を請求した事件^(注54)である。第1回の審理までに、被告ビハール州は原告をすでに解放し、人身保護令状を発給する必要性はなくなっていたが、最高裁は、基本権が侵害されないよう実効あらしめるには損害賠償を命じることがひとつ的方法であり、適切な事件でこれを命じる権限が令状管轄権には含まれるとし、またこれは仮の賠償であり、民事訴訟において損害賠償を求めることが妨げない、と判示したのである^(注55)。

さらに、デリー市街地でのガス漏れ事故によって大きな被害が生じ、問題の工場の閉鎖や被害者への賠償を次々に命じた事件で、憲法32条は令状や指令を発給する権限を最高裁に与えているのみならず、「新しい救済手段を鍛造し、新しい戦略を形成する」権限を与えているとまで、バグワティ判事は述べている^(注56)。

(2) 個人の権利と救済手段の分離

公益訴訟において著しいのは、個人の権利の輪郭が不明確になっていること、したがってそれと救済手段との関係が薄くなっているようにみえることである。たとえば環境フィルム事件などをみると、はたして個人の権利が侵害されているかどうかもはや不明確であり、拡散して存在する環境への利益が基本権として捉えられ、立法的としか表現しようのない救済が与えられている。

また国際養子縁組事件^(注57)では、当初の訴えと与えられた救済がかけはなれたものとなって

いる。この事件は、インドの子供たちが私企業によって外国へ養子に出されているという新聞記事に基づいて、弁護士が手紙でこのような慣行を差し止めるよう最高裁に求めたことによって始まった。最高裁はこのような申立てが真実であるかをたしかめることもせず、中央政府と関係行政機関に、子供が外国人によって養子とされることを許すべきか否かについて、原則と規範とを定めるために裁判所に助力すること、もし養子縁組が認められるならば、児童の幸せを確保するため、その手続を定めることにつき助力するよう要請する命令を発した。多くの関係私企業の参加を認め、裁判所はインド人の子供を外国へ養子縁組に出す場合に従われるべき詳細な手続を判示した。

また、権利が宣言される一方で救済手段が与えられない場合がある。鉄道運営事件^(注58)では、鉄道管理に関する包括的な問題点が指摘され、これが憲法19条、21条の基本権を侵害していると主張された。裁判所はこれに基本的に同意し、3つの調査委員会を作り、その報告に基づいて採られるべき改善策をのべたが、指令を与えることはしなかった。「資源の利用可能性、優先性に関する政策が関わっており、専門性が問題となっているこのような事柄において、指令を発するのは賢明ではなく、そこで指令を発することをしない。しかし、われわれの決定において言及された改善策が早期に行われることを期待し、信ずるものである」^(注59)。

つまり、救済手段の形成において最高裁が非常に広い裁量を行っていることがわかる。

4. 公益訴訟への批判

このように公益訴訟の特徴を検討してくると、裁判所が行っている機能は、二当事者間の権利

関係を確定し、その当事者のみを拘束する決定を下すという裁判所の伝統的な役割と、著しく異なっていることがわかる。おしよせる書簡を関係機関に転送し、あるいは事実を調査し、法律や指令を遵守するよう監視することはいわばオンブズマン的な機能であり、広く関係者を招いて改善案を議論し、立法的な内容の指令を与えることはフォーラム提供的な機能である[Cunningham 1987, 504-510]。

したがって、このような最高裁の姿勢に対する批判は、司法部の役割を越えているのではないか、ということにつきる^(注60)。つまり、権力分立原則に反して立法的・執行的な機能を果たしているという批判である。より詳しくみれば、第1に、公益訴訟において提示されている問題群を解決するフォーラムとして、そもそも司法部は適しているのかという問題がある。第2に、立法的・政策的な内容を持つ指令は当事者あるいは第三者をどこまで拘束できるのかという最終的・中間的な命令の効力の問題がある。事実、州政府がこれをほとんど無視しているというような事例は少なくなく、これに対して法廷侮辱罪の適用の可否が問題となってくる^(注61)。第3に、審理や指令の遵守のために設置される委員会や機関について、その財源を司法部が中央政府や州政府に課すことは問題ではないのか、あるいはそのような委員会に時として執行部の公務員を任命しようすることは、司法部の越権ではないのか、という問題がある。

バグワティ判事は1982年に「公益訴訟の本質は、社会の弱者層に与えられた憲法上ないし法律上の権利や利益、特権が守られるよう確保し、かれらに社会正義(social justice)を享受せしめるために、原告、国家または公的機関および裁

判所が協力あるいは協同して努力することにある」^(注62)とのべている。しかし、先にみたとおり公益訴訟の対象は社会の弱者層の問題に限られておらず、したがって、弱者層の基本権を擁護するという観点だけでは生じている現象を十分に説明することはできない。代表としての原告適格のケースにしても、市民としての原告適格のケースにしても、そもそも従来の紛争解決の仕組みにおさまらないような問題群が司法に持ちこまれている、ということを出発点として検討をはじめなければならないだろう。

(注1) なお英米において、ある法律に「牙」があるかないかという点はつねに意識されているという[田中・竹内 1987, 197]。

(注2) 本稿で用いる「公益訴訟」という用語は、あくまでも固有名詞としてインドで広く用いられている“Public Interest Litigation”的訳であり、日本で一般に用いられている「公益」概念や「公益訴訟」とは、さしあたり関係ない。

(注3) 西欧から輸入された法システムと伝統的な慣習や共同体に基づく法規範という二分論に基づいて法の発展形態を類型化する手法がそのアプローチである[安田 1987, 1-10]。安田のインド公益訴訟研究としては、安田(1987, 380-397; 1991a, 14-15; 1991b, 75-91)がある。

(注4) インドの司法積極主義の歴史について包括的な再検討を行っているものとして、Sathe(1998a, 399-441; 1998b, 603-640; 1999a, 1-37; 1999b, 219-258)がある。

(注5) 憲法学からインド公益訴訟にアプローチしたものとしては、稲(1993a, 193-242), 孝忠(1998, 27-48; 2000, 20-34)がある。人権保障という問題においてインド公益訴訟は非常に重要な事例であるものの、この観点から考察する場合、意図するしないとを問わず、貧困、文盲、差別といった要因が著しいために、インド公益訴訟が、インド特殊の事例として読まれてしまう傾向をまぬがれないのではないかという感みがある。

(注6) 日本の状況については、たとえば小島(1988, 28-31), 田中(1989a, 42; 1989b, 25), 太田(1991, 58)

参照。また、行政事件については、たとえば塩野他(1989, 3-98)、アメリカの状況については、たとえば小林(1996, 298-340)、大沢(1988) 参照。

(注7) 以下の叙述は主に小島(1988, 28)、太田(1991, 58-59)、Chayes(1976, 1281-1316) に依拠している。

(注8) 本稿では、地域性、歴史性などを捨象した、このA(民事訴訟全体)-B(伝統的訴訟)=C(現代型訴訟)という非常に形式的な現代型訴訟の定義を徹底化して使っている。また、具体的な訴訟・訴訟群を指す場合の現代型訴訟と、そこから抽象化されたモデルとしての現代型訴訟とを区別している。前者については、「現代型訴訟」「現代型の訴訟群」とし、モデルとしてのそれに言及する場合には、「現代型訴訟モデル」、「現代型の訴訟モデル」といった形で言及している。つまり、以上の限りにおいて、従来から日本で議論されてきた現代型訴訟という用語に、新しい定義ないし用法を与えていた。敷衍すると、小島が指摘しているように、日本では、現代型訴訟は、公共訴訟と重なる面が多いとされ、主として民事訴訟あるいは行政訴訟として提出されてきた具体的な訴訟について使われてきたものと思われる [小島 1988, 29]。しかし、筆者は、いったんその言葉の日本的な意味合いをかっこにいれ、また同時に、アメリカから伝わった「公共訴訟(モデル)」ないし「構造改革訴訟(モデル)」といった議論のローカル性をも捨象し、より抽象的・形式的な用語として、「現代型訴訟(モデル)」という言葉を使っている。いいかえると、筆者の考える「現代型訴訟モデル」とは、アメリカの公民権訴訟や日本の環境訴訟などの具体的な訴訟群を前提にすると同時に、そのいずれをも一般モデルとするものではない。つまり、モデル化するにはなんらかのローカルな現象を前提とせざるをえないものの、同時にそのローカルな特徴を捨象し、形式化した先に見いだされる普遍的なモデルがあり、本稿で筆者が使う現代型訴訟モデルとはそのようなものである。なお、筆者は、モデルである以上、それが抽出される母集合となった訴訟群だけに適用されるわけではなく、欧米、アジアなどの地域に関わりなく、また国によってその境界が異なる民事訴訟、行政訴訟、刑事訴訟などの訴訟類型にも関わりなく、その適否は別として、適用余地があるものと考えている。

(注9) アメリカのクラス・アクションやドイツにおける団体訴訟の発展はこれらの紛争に対する「果敢な取り組み」の先例である [小島 1988, 31]。

(注10) ただし、インドの公益訴訟を、現代型訴訟モデルという視座を通じて把握しようとする試みは、単に視点の設定の問題であり、新しい固有名をこれに与える趣旨ではない。それゆえ、広くインドで用いられている公益訴訟という名称を本稿では使う。なお、本稿はインド公益訴訟を論じることが目的であり、現代型訴訟一般がどのようにインドで展開しているかを論じるものでもない。したがって、公益訴訟として括られている訴訟群以外の領域で生じているような現代型の訴訟群は本稿の対象外である。

(注11) 本稿は「どのように」(how) インド公益訴訟が展開しているかを論じるものである。したがって、「なぜ」(why) インド公益訴訟が展開しているかを論じるものではないので、社会的・政治的背景については情報提供以上の論述を展開することは「はじめに」と「おわりに」の節を除いて基本的に控えている。もちろん、「なぜ」という問題設定が重要であることを否定する趣旨ではなく、そのような問題の分析には本稿とは異なる視点と分析ツールが必要だと考えるからである。その一例として、司法部の活動の歴史という切り口から、多くの政治的・社会的要因をも含めて自由かつ詳細に論じたものとして、Sathe(1998a; 1998b; 1999a; 1999b) がある。

(注12) 公益訴訟として処理されない項目も列挙されており、(1)土地賃貸借問題、(2)サービスの問題や年金や功労特別賞与に関する問題、(3)上述の10項目以外に関する政府機関への不服、(4)医学その他の教育機関への入学許可、(5)高裁および下位裁判所に係属している事件の審理、である。

(注13) 227条の高裁の権限と、136条に基づく最高裁の権限は、通常の民事訴訟や刑事訴訟に関する上訴管轄権とは異なるものであって、むしろ令状管轄権に類似したものである [Sathe 1999c, 385]。

(注14) インド憲法の邦語訳としては、孝忠(1992)があり、他の条文についてはこれを参照されたい。

(注15) インド憲法は、いわゆる人権カタログとして基本権(憲法第3章)を持っており、そのほかにいわゆるプログラム的規定として国家政策の指導原則(憲法第4章)をも含んでいる。第4章の規定は社会権的な性格を持つ、そのままでは裁判所により強制的には実現されえない、いわばかっこ付きの権利群であり、これらの規定を、第3章の基本権を広く解釈して組み込む形で基本権の再編成が行われた。この点については、稲(1993a, 193-242)、孝忠(1993, 231-280; 1998, 27-48; 2000, 20-34) 参照。

「現代型訴訟」としてのインド公益訴訟（I）

(注16) *Mumbai Kamgar Sabha v. Abhullabhai*, AIR 1976 SC 1455. アイヤール判事は次のように述べている。「我々の社会経済的状況においては公益(public interest)は当事者適格を広く構成することによって促進され、概念における自由主義こそが、多くの者とりわけ弱者たちに救済手段が共有される場合に、上位裁判所を動かす権利を個人化することを許すのである。」

(注17) *Hussainara Khatoon v. Home Secretary, State of Bihar*, AIR 1979 SC 1360.

(注18) *Anil Yadav v. State of Bihar*, AIR 1982 SC 1008. 同種の事件として *Khatri v. State of Bihar*, AIR 1981 SC 928.

(注19) *Rakesh Kaushik v. B. L. Vig, Superintendent, Central Jail, New Delhi*, AIR 1981 SC 1767.

(注20) *S. P. Gupta v. Union of India*, AIR 1982 SC 149.

(注21) *Bandhua Mukti Morcha v. Union of India*, AIR 1984 SC 802.

(注22) *Bandhua Mukti Morcha v. Union of India*, AIR 1992 SC 38.

(注23) マハラシュトラ州の高裁では1986年に公益訴訟担当室が設置されたが、多くの州では91年にすべての高裁に公益訴訟担当室が設置されるとの決議が全インド上位裁判所長官会議 (All-India Chief Justices Conference) で採択された後に設置された。カルナータカ州の高裁では1992年、タミルナドゥ州の高裁では92年、アッサム州の高裁では92年、AP州の高裁では91年である。

(注24) ただし、第Ⅳ節（次号掲載）で後述するように、公益訴訟のもっとも有力な推進者たちの中には、その拡散化に否定的な論者もいたことには留意する必要がある。それにもかかわらず、公益訴訟の内容における力点の移動が生じた理由や社会的背景が問題となるが、1980年頃に始まった部分的経済自由化、91年に始まった全面的経済自由化によって顕在化せざるをえない環境や労働、消費者問題などの社会矛盾の解決を、社会が司法部にも期待し、司法部もこれらの問題を積極的に取り上げた、あるいは取り上げざるを得なかった、と理解してさほど間違いではないだろう。そのほかにも、中央政府、州政府の立法部・行政部がこれらの問題に十分に対応できなかったことも公益訴訟が拡散していく要因のひとつと考えられ、またインドの司法部、とくに上位裁判所の人的資源やその独立性が歴史的に強固であることなど、その要因をたぐつ

ていけば相当に多くの要因をそれぞれ詳細に検討する必要がある。しかし、なぜ公益訴訟の範囲が拡張していったのかという課題自体は本稿の目的を越えるため、以上の指摘にとどめる。

(注25) *M. C. Mehta v. Union of India*, AIR 1992 SC 382.

(注26) *M. C. Mehta v. Union of India*, AIR 1996 SC 1977, 2231.

(注27) *S. Jagannath v. Union of India*, AIR 1997 SC 811.

(注28) *Gopi Aqua Farms v. Union of India*, AIR 1997 SC 3519.

(注29) 「整理する」とは、原文では "lodged (filed away)" である [Ahuja 1997b, 774]。つまり、届いた書類は、ファイルには残すが、公益訴訟としてはそれ以上検討されないということである。

(注30) なお、他機関に移送されるのは、公益訴訟以外のルートで解決するようにという趣旨である。

(注31) 判例集をみる限り、上訴の場合は判決(judgment)となっているが、令状請求の場合は中間的なもの、最終的なものの区別なく、命令(order)という形で判断が下されている。

(注32) 高裁によって公益訴訟に積極的な姿勢を示しているものとそうでないものとがあり、また高裁に令状請求をし、その結果として下された命令に不服がある場合には最高裁への特別上告許可を求める請求となることなどの要因もあり、最高裁による請求の処理件数のほうが依然として多いことがわかる。

(注33) 裁判所の側がどのような対応をしているのかによって把握したほうがよいと判断したためであるが、請求数による分類と命令の数による分類によって集計した結果に大きな差はみられなかった。また同じ事件が様々な内容を持つ場合があるが、その場合は重複したままで計算している。なお分類はアフジャの章構成に従っており、1994年から96年の事件については Ahuja (1997b) にエピローグとして収録されている事件をもとに筆者が分類し集計した [Ahuja 1997b, 792-830]。

(注34) それぞれの最高裁判事としての在任期間は、アイヤール判事は1973年から80年まで、バグワティ判事は73年から86年まで。

(注35) 基本権の問題は、インド公益訴訟を特徴づける重要な要素であるが、本稿は主に訴訟形式を論じるものであり、基本的にはこれを分析対象とはしない。

(注36) 本節で参照した主な文献は以下の通り。Cas-

sels (1989, 495-519), Peiris (1991, 65-90), Baar (1992, 77-87), Bhagwati (1985, 561-577; 1987, 20-31), Craig and Deshpande (1989, 494-523), Dhavan (1994, 302-338), Cunningham (1987, 494-523), Agrawala (1985), Baxi (1987, 32-60), Bakshi (1999).

(注37) 公益訴訟と原告適格の拡大については, Sathe (1984, 1-12), Chaturvedi (1984, 42-54), Gupta (1984, 425-444) 参照。

(注38) AIR 1982 SC 149, p. 190.

(注39) Id., p. 194.

(注40) 以下の原告適格に関する叙述は, 基本的にカニンガムの説に依拠している。

(注41) この点は, 公益訴訟に批判的なアグラワラもまた高く評価している。なお, それではどのような者が「十分な利益」を持つものなのか, そして善意で行為する公衆であるかどうかを区別する基準はなにか, という問題がその先にあるが, この点は別の機会に論じたい。

(注42) 憲法32条は誰に対して令状を発給できるのかという点については沈黙しているが, 令状は伝統的に公法の領域における救済手段であり, 公的機関や公務員に対して発給される。その公的機関や公務員について定めたのが憲法12条である。ただし, 人身保護令状については誰に対しても発給され, 高裁の令状管轄権については「人または機関」に対して発給できると明文で規定されているため, この場合に被告となりうるのは「国」に限られない(憲法226条) [Jain and Jain 1999, 454-479]。

(注43) *Som Prakash v. Union of India*, AIR 1981 SC 212では, インド石油会社(Bharat Petroleum Corporation)も国と判示された。

(注44) AIR 1982 SC 149, p. 189. なお, ここで言及されているルールとは, The Supreme Court Rules 1966に含まれているOrder XXXV (Applications for Enforcement of Fundamental Rights) や書式(Forms)であると思われる [Datta and Agrawala 1967]。

(注45) AIR 1984 SC 804, p. 849.

(注46) Id., p. 816.

(注47) AIR 1997 SC 3519, p. 3520.

(注48) *Sheela Barse v. Union of India*, AIR 1988 SC 2211, *Supreme Court Legal Aid Committee v. Union of India*, AIR 1989 SC 1278.

(注49) AIR 1984 SC 804, p. 815.

(注50) とくに高裁の令状管轄権は基本権以外の目的にも発動されるために問題が著しかった。

(注51) *Babubhai v. Nandalal*, AIR 1974 SC 2105. この後1976年の改正によって, 民事訴訟法典に定められた手続が, 可能な限り, 他の民事管轄権を持つ法廷の手続においても従われるべきとする同法典141条は, 憲法226条の高裁における令状訴訟に適用のないことが明確にされた。

(注52) 法解釈としては, 債務労働解放戦線事件でバグワティ判事は, 書簡を訴状として認める根拠を憲法32条1項の「適切な手続」(appropriate proceedings)に求め, 対審型構造から離れる根拠を2項が手続について沈黙していることにその根拠を求めており, 民事訴訟法典に言及せず, 憲法32条論だけで構成している。AIR 1984 SC 804, pp.814-817.

(注53)もちろん, いくつかの高裁で令状訴訟手続にも民事訴訟法典の適用があると判示されていたこと, また最高裁判事たちが公益訴訟による対審型構造からの離脱を繰り返し強調していることから, インドの令状訴訟手続においてこの原則が相當に尊重されていたのではないかという推測をたてることは可能である。この観点にたち, 移入された制度であるがゆえに, 対審型構造というイギリス法を特徴づける原則が重視され, この原則がさほど要請されない令状訴訟手続にも影響を及ぼしていたという意味で本国イギリスより硬直的になっていた結果, 弊害が大きくなりこれを組み替えた一例と捉えることもできる [安田 1987, 395]。

(注54) *Rudal Shah v. State of Bihar*, AIR 1983 SC 1086. 憲法21条を確保するためにも違反者に金銭的賠償を支払わせるべきだと判示した。ビハール州は3万ルピーを支払うよう求められた。それ以降, いくつかのケースで損害賠償を命じている [Joshi 1988, 69-77]。

(注55) このような柔軟な内容を持つ救済手段を与える根拠として, 債務労働解放戦線事件では, 列挙された令状そのものではなく, そのような令状の「性質をもつ」(in the nature of) 令状を発給することができるとなっている文言に依拠して, いかなる指令, 命令または令状であってもそれが問題となっている事件において適切ならば発給することができると判示された。AIR 1984 SC 804, p. 814.

(注56) *M. C. Mehta v. Union of India*, AIR 1987 SC 1086, p. 1089.

(注57) *Laxmi Kant Pandey v. Union of India*,

AIR 1984 SC 469.

(注58) *Nalla Thampy Thera v. Union of India*,

AIR 1984 SC 74.

(注59) *Id.*, p. 80.

(注60) このような批判は立法部、行政部からだけでなく、司法部内部から、また学者からも寄せられている〔シン 2000, 25-29〕。

(注61) 最高裁の指令を遵守しなかった政府や官吏に對して法廷侮辱罪の適用を求めたケースは散見される。しかし、政府官吏の投獄を命じるに至ったものはないようである〔Ahuja 1997b, 790〕。

(注62) *People's Union for Democratic Rights v. Union of India*, AIR 1982 SC 1473, pp. 1477-1478.

文献リスト

〈日本語文献〉

- 稻正樹 1993a. 「インド憲法の研究」信山社。
 —— 1993b. 「インドの違憲審査制」憲法理論研究会『違憲審査制の研究』敬文堂。
 大沢秀介 1988. 「現代型訴訟の日米比較」弘文堂。
 太田勝造 1991. 「新しいタイプの訴訟と民事訴訟制度」『ジュリスト』第971号（1月）。
 岡村周一 1999. 「イギリスにおける司法審査と裁判官」『公法・国際法・刑事法：京都大学法学部創立百年記念論文集第二巻』有斐閣。
 岡本博志 1992. 「イギリス行政訴訟法の研究」九州大学出版会。
 小島武司 1988. 「現代型訴訟の役割と特質」三ヶ月草・青山善充編『民事訴訟法の争点』（ジュリスト増刊）有斐閣。
 小林秀之 1996. 「新版・アメリカ民事訴訟法」弘文堂。
 佐藤宏 1975a. 「1970年代インドの憲法状況(Ⅰ)」『アジア経済』第16巻第9号（9月）。
 —— 1975b. 「1970年代インドの憲法状況(Ⅱ)」『アジア経済』第16巻第10号（10月）。
 塩野宏他 1989. 「(研究会)現代型行政訴訟の検討課題」『ジュリスト』第925号（1月）。
 下山瑛二 1983. 「現代行政法学の基礎」日本評論社。
 シン、パーマナンド 2000. 「インド憲法の特質」（浅野宣之訳）『関西大学法学会誌』第45号（3月）。
 園部逸夫 1999. 「最高裁判所の行政裁判」『公法・国際

法・刑事法：京都大学法学部創立百周年記念論文集第二巻』有斐閣。

孝忠延夫 1992. 「インド憲法」関西大学出版部。

—— 1993. 「インド憲法における基本権の保障と國家政策の指導原則」『関西大学法学論集』第43巻第1/2号。

—— 1998. 「インド憲法における『国家と自由』」古賀正則・内藤雅雄・中村平治編『現代インドの展望』岩波書店。

—— 2000. 「人権の裁判的保障の制度と現実——インドにおける『社会活動訴訟』などを手がかりとして——」『憲法問題』第11号。

高柳信一 1985. 「行政行為の司法審査——英米における審査手段及び審査範囲——」『行政法理論の再構成』岩波書店。

田中成明 1989a. 「現代型訴訟」『時の法令』1362号。

—— 1989b. 「現代型訴訟」『時の法令』1366号。

田中英夫・竹内昭夫 1987. 「法の実現における私人の役割」東京大学出版会。

堤口康博 1958. 「イギリス行政法における司法審査方法について」『早稲田政経雑誌』第153号。

バルタン、プラナブ 1999. 「インドの政治経済学」（近藤則夫訳）勁草書房。

安田信之 1974. 「インドにおける『司法危機』」『アジア経済』第15巻第1号（1月）。

—— 1977. 「インドの下位裁判所（I）」『アジア経済』第18巻第5号（5月）。

—— 1987. 「アジアの法と社会」三省堂。

—— 1991a. 「インド司法の新しい波」『法学セミナー』第441号（9月）。

—— 1991b. 「非西欧世界における立憲主義」『憲法問題』第2号。

〈英語文献〉

- Agrawala, S. K. 1985. *Public Interest Litigation in India: A Critique*. Bombay: Tripathi.
 Ahuja, S. 1997a. *People, Law and Justice: Casebook on Public Interest Litigation*. Vol. 1. Hyderabad: Orient Longman.
 —— 1997b. *People, Law and Justice: Casebook on Public Interest Litigation*. Vol. 2. Hyderabad: Orient Longman.
 Aman, A.C. and W. T. Mayton 1993. *Administrative Law*. St. Paul, MN: West.
Annual Survey of Indian Laws. New Delhi: Indian

- Law Institute.
- Baar, C. 1992. "Social Action Litigation in India: The Operation and Limits of the World's Most Active Judiciary." In *Comparative Judicial Review and Public Policy*. eds. D. W. Jackson and C. N. Tate. Westport, CT: Greenwood Press.
- Bakshi, P. M. 1999. *Public Interest Litigations*. New Delhi: Ashoka.
- Basu, D. D. 1997. *Introduction to the Constitutional Law of India*. 18th ed. New Delhi: Prentice-Hall.
- Baxi, U. 1987. "Taking Suffering Seriously: Social Action Litigation in the Supreme Court of India." In *The Role of Judiciary in Plural Societies*. eds. N. Tirucheruvam and R. Coomaraswamy. London: Frances Printer.
- Bhagwati, P. N. 1985. "Judicial Activism and Public Interest Litigation." *Columbia Journal of Transnational Law* (23).
- 1987. "Social Action Litigation: The Indian Experience." In *The Role of Judiciary in Plural Societies*. eds. N. Tirucheruvam and R. Coomaraswamy. London: Frances Printer.
- Cassels, J. 1989. "Judicial Activism and Public Interest Litigation in India: Attempting the Impossible." *American Journal of Comparative Law* 37(3) (Summer).
- Chaturvedi, M. N. 1984. "Liberalizing the Requirement of Standing in Public Interest Litigation." *Journal of Indian Law Institute* 26(1&2) (Jan.-June).
- Chayes, A. 1976. "The Role of the Judge in Public Law Litigation." *Harvard Law Review* 89(7) (May).
- Chodosh, H. E. et al. 1997-98. "Indian Civil Justice System Reform: Limitation and Preservation of the Adversarial Process." *New York University Journal of International Law and Politics* 30(1).
- Constituent Assembly 1949. *Debates; Official Reports*. Vol. 7. New Delhi: Lok Sabha.
- Craig, P. and S. L. Deshpande 1989. "Rights, Autonomy and Process: Public Interest Litigation in India." *Oxford Journal of Legal Studies* 9(3) (Autumn).
- Cunningham, C. D. 1987. "Public Interest Litigation in the Indian Supreme Court: A Study in the Light of American Experience." *Journal of Indian Law Institute* 29(4) (Oct.-Dec.).
- Datta, G. and B. R. Agrawala 1967. *Practice and Procedure of the Supreme Court of India*. Delhi: Metropolitan.
- de Smith, S. A., H. Woolf and J. Jowell 1999. *Principle of Judicial Review*. London: Sweet & Maxwell.
- Deshpande, V. S. 1971. "Standing and Justiciability." *Journal of Indian Law Institute* 13(2) (Apr.-June).
- Dhavan, R. 1994. "Law as Struggle: Public Interest Law in India." *Journal of Indian Law Institute* 36(3) (July-Sept.).
- Dobbs, D. B. 1993. *Handbook on the Law of Remedies*. 2nd ed. St. Paul, MN: West.
- Eisenberg, T. and S. C. Yeazell 1980. "The Ordinary and the Extraordinary in Institutional Litigation." *Harvard Law Review* 93(3) (Jan.).
- Fuller, L. L. 1978. "The Forms and Limits of Adjudication." *Harvard Law Review* 92(2) (Dec.).
- Gupta, R. S. 1984. "Widening the Rules of Locus Standi." *Journal of Indian Law Institute* 26 (4) (Oct.-Dec.).
- Hansaria, B. L. 1992. *Writ Jurisdiction under the Constitution*. Bombay: Tripathi.
- Harlow, C. 1986. "Public Interest Litigation in England: The State of the Art." In *Public Interest Law*. eds. J. Cooper and R. Dhavan. Oxford: Basil Blackwell.
- Jaffe, L. L., and N. L. Nathanson 1968. *Administrative Law, Cases and Materials*. 3rd.ed. New York: Little Brown.
- Jain, M. P. and S.N. Jain 1999. *Principles of Administrative Law*. 4th ed. Wadhwa: Nagpur.
- Joshi, K. C. 1988. "Compensation through Writs." *Journal of Indian Law Institute* 30(1) (Jan.-Mar.).
- Peiris, G. L. 1991. "Public Interest Litigation in the Indian Subcontinent: Current Dimensions."

- International and Comparative Law Quarterly*
40(1) (Jan.).
- Sathe, S. P. 1984. "Public Participant in Judicial Process: New Trends in Law of Locus Standi with Special Reference to Administrative Law." *Journal of Indian Law Institute* 26(1&2) (Jan.-June).
- 1997. "Preface." In *People, Law and Justice: Casebook on Public Interest Litigation* Vol. 1. by. S. Ahuja. Hyderabad: Orient Longman.
- 1998a. "Judicial Activism." *Journal of Indian School of Political Economy* 10(3) (July-Sept.).
- 1998b. "Judicial Activism (II): Post-Emergency Judicial Activism: Liberty and Good Governance." *Journal of Indian School of Political Economy* 10(4) (Oct.-Dec.).
- 1999a. "Judicial Activism (III): Growth of Public Interest Litigation: Access to and Democratisation of the Judicial Process." *Journal of Indian School of Political Economy* 11(1) (Jan.-Mar.).
- 1999b. "Judicial Activism (IV): Legitimacy." *Journal of Indian School of Political Economy* 11(2) (Apr.-June).
- 1999c. *Administrative Law*. 6th ed. New Delhi: Butterworths.
- Schoenbrod, D. et al eds. 1990. *Remedies: Public and Private*. St. Paul, MN: West.
- Seervai, H. M. 1983. *Constitutional Law of India*. 3rd ed. Vol. 2. Bombay: Tripathi.
- Singh, D. K. 1982. "The Writ Jurisdiction in India." In *Public Law in India*. ed. A. G. Noorani. Delhi: Vikas.
- Singh, P. 1993. "Book Review on Sir William Wade's Public Law in India and Britain, (Bombay: Tripathi, 1992)." *Delhi Law Review* (15).
- Wade, Sir W. and C. Forsyth 1994. *Administrative Law*. 7th ed. Oxford: Clarendon.

(アジア経済研究所経済協力研究部)